**重　要**

**「職務上請求書の使用に関する諸注意」の更新期限のご確認を**

平成２５年より「神奈川県行政書士会職務上請求書の取扱いに関する規則」が施行され、今年で５年目になります。規則第３条において、職務上請求書を購入する際は「職務上請求書の使用に関する諸注意」研修会を受講していることが必須条件となっております。

平成３０年４月で施行５年目、多くの会員の皆様が修了証書期限を迎えられることと存じます。期限間近の研修会は混雑が予想され、定員となった場合は受講することができないこともございます。

今一度期限をご確認の上、早めの受講をご検討ください。

なお、終了証書の期限が過ぎても１年間は猶予期間として職務上請求書の払出しをいたします。その際には、一定期間内に研修会を受講される旨の誓約書をお出し頂くこととなりますのでご了承ください。

今後の研修会開催予定日（時間はいずれも１３：３０からとなります）

|  |  |
| --- | --- |
| 開催日 | 申込期限 |
| １２月２２日（金） | １２月１５日（金） |
| １月２９日（月） | １月２２日（月） |
| ２月２６日（月） | ２月１９日（月） |
| ３月２７日（火） | ３月２０日（火） |
| ４月２５日（水） | ４月１８日（水） |

※　あくまで予定となりますので、お申し込みの際は会報、ＨＰにてご確認の上お申し込み下さい。

【お問合せ先】

神奈川県行政書士会事務局

ＴＥＬ：０４５－６４１－０７３９

ＦＡＸ：０４５－６６４－５０２７

E-mail：gyosei@kana-gyosei.or.jp